

通番	質問	回答
1	申請書の個票シートにある「個別再開支援助成事業」と「再開環境整備助成事業」はどう違うのか。	「個別再開支援助成事業」は、実施要綱第7条第1項（1）及び同（2）を指し、在宅サービス事業所が各利用者と個別に調整した点を評価し、実施した利用者数に応じて助成します。「再開環境整備助成事業」は同（3）を指し、安全なサービス提供のために必要となった経費を助成します。
2	実施要綱第7条第1項に掲げる条件は、具体的にはどういうことか。	「在宅サービス利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で、過去1か月の間当該在宅サービスを1回も利用していない利用者（居宅介護支援事業所においては、利用終了者をのぞき、在宅サービス事業所のサービスを1回も利用していない利用者）をいいます。 「健康状態・生活ぶりの確認」とは、1回以上電話または訪問を行い、記録することをいいます。 「希望するサービスの確認」では、実際にサービス再開につながってなくても構いません。
3	過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者」について、実績報告において、利用休止を示す書類により確認を行うのか。 また、1回以上電話又は訪問を行った記録も、実績報告において提出するのか。	基本は配布している申請様式により確認を行うこととし、根拠資料については、一律に求めることはしません。県が提出を求めた場合には速やかに提出できるよう事業所において適切に保管してください。保管義務違反に対しては、直ちに償還を求める場合があります。
4	在宅サービス事業所や居宅介護支援事業所が、サービス再開にあたり利用者の健康状態等を確認する行為は、いわば通常の介護報酬において一定の評価をされているものとも言えるが、本補助金については、なんらかの確認等を行えばよいと解してよいのか。また、例示された個々の行為（例えば「健康状態・生活ぶりの確認」）については、これ以上詳細な要件等はなく、利用者との連絡に要した時間の長短等は問わないものと解してよいのか。	長期間のサービス利用が無い方については、初回のサービス利用と同様の丁寧なアセスメントが必要であると考えられますが、介護報酬ではその部分が評価されていないため、本事業により評価を行うこととしています。利用者との連絡に要した時間の長短は問いません。
5	訪問看護事業所（別添区分12）がタブレット等のICT機器を1,000千円で購入した場合、 感染対策補助金で518千円（支給上限） 再開支援補助金の助成で200千円（支給上限） の計718千円の助成を受けることができる、という解釈でよいのか。	可能です。基本的に同一の対象に対して複数の補助金を申請することはできませんが、複数の補助金の対象となる事業において、一方の補助金で上限額に達したために経費の一部が補助されなかった場合に、補助されなかった部分に対して他方の補助金を申請することは差し支えありません。

6	自主的にサービスを休まれている利用者についての場合でも、利用者と調整した場合対象となるのか。また、自主的に休まれている際に、老健に入所してしまった方や医療機関に入院されてしまった方などは対象となるのか。	サービス利用休止の理由は問いません。また、老健や医療機関に入所・入院した場合についても、退所・退院しても当該在宅サービスが必要であり、最後の在宅サービス利用から1か月間の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者は対象となります。
---	---	--